

「埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例(案)」 に対する意見の募集について

「埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例(案)」の策定にあたり、多くの県民の皆様のご意見を反映するため、下記の通り県民コメントを募集いたします。

記

1 ご意見の募集期間

令和4年8月1日(月)10:00～令和4年8月31日(水)17:00

2 ご意見の提出方法

(1)提出方法

自由民主党埼玉県支部連合会県民コメント専用フォームより提出

※ 県民コメント専用フォーム以外からの方法でのご意見のご提出はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

3 ご意見の取扱いについて

- (1)ご提出いただいたご意見を考慮し、「埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例(案)」を策定いたします。
- (2)個々のご意見に対する回答やご提出いただいたご意見についてはご返却いたしませんのであらかじめご了承ください。
- (3)本県民コメントを通してお預かりした個人情報については、「埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例(案)」の策定にあたってのみ使用し、使用目的以外での利用はいたしません。
- (4)頂戴したご意見について、条例案策定に際し、埼玉県等関係機関へ情報提供する場合がございます。ご提出をいただいた際には関係機関への情報提供に承諾されたものとみなします。

4 お問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-9-14

自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当

TEL 048-824-3297

FAX 048-824-3328

以上

埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例（案）

令和4年7月15日

1 改正の趣旨・背景

令和3年6月にさいたま市大宮区のインターネットカフェの個室において、客である男が従業員を人質に立てこもり、逮捕監禁致傷罪で逮捕される事件が発生した。また、令和4年6月には、川越市のインターネットカフェにおいても、同様の事件が発生した。

このような事件を防止するためには、店舗内に個室を設けて営業する、いわゆるインターネットカフェ等における店舗内の安全対策や従業員の安全確保が重要であるが、現在、これらについて定めた法令はなく、県が指導を行う根拠がない。

これらの状況を踏まえ、埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正し、インターネットカフェ等の営業を行う者に対し、必要な措置を講ずる義務を定め、県が具体的な指針を策定するものとすることで犯罪の防止を図るものである。

2 改正の概要

条例第18条（犯罪の防止に配慮した店舗等の整備）に以下の項を新設する。

(1) インターネットカフェ等の営業を行う者が講ずる必要な措置

インターネットカフェ等の営業を行う者（個室を設け、当該個室において客に図書等の閲覧を行わせる営業を行う者又はインターネットの利用を行わせる営業を行う者）は、防犯に関する責任者の設置、従業員への防犯教育、犯罪の防止に配慮した設備の整備その他必要な措置を講ずるよう努める。

(2) (1)に関する指針

知事及び公安委員会は、共同して(1)に関する指針を定める。

改正の概要	現行条文の概要
<p>（犯罪の防止に配慮した店舗等の整備）</p> <p>第18条</p> <p>1、2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>3 個室を設け、当該個室において客に図書等の閲覧を行わせる営業を行う者又はインターネットの利用を行わせる営業を行う者は、防犯に関する責任者の設置、従業員への防犯教育、犯罪の防止に配慮した設備の整備その他必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>（新設）</p> <p>4 知事及び公安委員会は、共同して3に関する指針を定める。</p>	<p>（犯罪の防止に配慮した店舗等の整備）</p> <p>第18条</p> <p>1 金融機関は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等の整備に努める。</p> <p>2 深夜に物品の販売等を業として行う者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備に努める。</p>